剣道七段および六段審査会(福岡)要項

全日本剣道連盟

- 1. 期 日
 - (1) 七段審査会
 - ① 令和7年8月2日(土)
 - ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. <u>57 歳以上(57 歳含む)</u>

受付時間 午前9時~午前9時30分まで

審査開始 午前10時(予定)

イ. 56 歳以下(56 歳含む)

受付時間 午前 11 時 30 分~12 時まで 審査開始 57 歳以上実技審査終了後

- (2) 六段審査会
 - ① 令和7年8月3日(日)
 - ② 受付開始・終了および審査開始時刻
 - ア. 51歳以上(51歳含む)

受付時間 午前9時~午前9時30分まで

審査開始 午前10時(予定)

イ. 50歳以下(50歳含む)

受付時間 午前11時30分~12時まで

審查開始 51 歳以上実技審査終了後

※本審査会につきましては、高齢の方より受審していただくことになりましたので、受付時間・年齢を確認のうえ、間違いのないようご参加ください。

※受付終了後は、審査の進行上、一切受付けません。必ず時間を厳守してください。 また、午前・午後の受審者は入替えで入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会 場

福岡市総合体育館

(福岡県福岡市東区香椎照葉 6-1-1) 電話 092-410-0314

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則、同細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実技

※実技審査においては面マスクまたはシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形 (実技審査合格者のみ)

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

- 6. 受審資格
 - (1) 七段
 - ① 令和元年8月31日以前に六段を取得した者。
 - ② 令和4年8月31日以前に六段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限3年以上経過し、加盟団体会長が許可した者。
 - (2) 六段
 - ① 令和2年8月31日以前に五段を取得した者。
 - ② 令和5年8月31日以前に五段を取得し、年齢満65歳以上で修業年限2年以上経過し、 加盟団体会長が許可した者。
- 7. 年齢基準

審査日の当日(七段は令和7年8月2日、六段は令和7年8月3日)とする。

- 8. 申込み
- 9. 審査料

鹿児島県連の通知文参照

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(https://www.kendo.or.jp/)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

参加者は、各自十分健康管理に留意し参加すること。また、参加者は、健康保険証を持参のこと。高齢の参加者については、特に留意のこと。

主催者において、行事実施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費(手術、入院費は含まない)は主催者が負担する。AEDを常備する。また、医師等により、脳しんとうの可能性や生命の危険性を否定できない症状と判定された場合は、直ちに審査への参加を中止とする。

なお、主催者は、参加者の事故に対し(審査会場への往復途上を含む)、傷害保険に加入する。 全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること。(全剣連ホームページ参照)

12. 個人情報保護法への対応

※以下を周知してください。

参加者の個人情報(登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等)は全日本剣道連盟および地方代表団体(各都道府県剣道連盟)が行事運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせた公表媒体(掲示用紙、ホームページ、剣窓等)に公表することがある。更に、普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

- (1) 全剣連および報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書および関連ホームページ等で公開されることがある。
- (2) 全剣連および報道機関等が撮影した映像が、中継・録画放映およびインターネットによる配信で公開されることがある。
- (3) 全剣連の許可を受けた者によって、撮影された写真および映像が販売されることがある。

13. 注意事項

- (1) 本審査会には、8月30日(土)、8月31日(日)宮城県で実施される剣道七・六段審査会の受審者は、 受審できない。
- (2) 受審者は、各都道府県剣道連盟に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い参加すること。
- (3) 審査会場に、車での来場は一切禁止とする。
- (4) 先細など軽い竹刀は、使用しないこと。
- (5) 日本剣道形審査に不合格となった受審者は、再受審が認められる。 ただし、当日日本剣道形を受審しない者の再受審は認めない。 なお、本審査日より1年経過後は、再受審は無効となるので、留意すること。
 - ※ 本審査会の入場は、受審者を優先とし、見学者(付添・家族含む)につきましては、会場の収容人数により入場者数を制限した事前登録制といたします。ただし、申込多数の場合は先着順といたしますので、ご了承願います。
- ※ 見学者の事前登録については、後日、各都道府県剣道連盟へ案内通知を送りますのでそちらよりご登録ください。
- ※ 本審査会では、入場時体温測定を実施し37.5度以上ある方は受審できません。